

# 分析結果報告書

令和6年1月31日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町74番6

Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和5年11月14日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 河川水上流側(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値 <sup>*1</sup>	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.03 以下	JIS K0102 55.4
シアノ化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1及び38.3
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.5 以下	JIS K0102 65.2.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと <sup>*2</sup>	昭和46年環告59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.1 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.2 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	1 以下	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.4 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.06 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0102 67.4
ほう素及びその化合物	mg/L	0.05 未満	0.05	10 以下	JIS K0102 47.4
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	0.13	—	100 以下	JIS K0102 42.1, 42.2, 43.1.2 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.6	—	5.8以上8.6以下海域 5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.7	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	3.4	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質量	mg/L	2	—	200 以下	昭和46年環告59号 付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	昭和49年環告64号 付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	昭和49年環告64号 付表4
フェノール類含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	5 以下	JIS K0102 28.1
銅含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	3 以下	JIS K0102 52.2
亜鉛含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	2 以下	JIS K0102 53.1
溶解性鉄含有量	mg/L	0.15	—	10 以下	JIS K0102 57.2
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	10 以下	JIS K0102 56.2
クロム含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 65.1.5
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	15	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号
窒素含有量	mg/L	1.1	—	120 以下	JIS K0102 45.2
燐含有量	mg/L	0.028	—	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	℃	5.7	—	—	JIS K0102 7.2
気温	℃	5.3	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	12:25	—	—	—

備考

\*1 「排水基準を定める省令」(制定: 昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正: 平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

\*2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀: 0.0005mg/L

# 分析結果報告書

令和6年1月31日

北見環境事業協同組合 御中

北海設計株式会社 北見支店

〒090-0802 北海道北見市田端町74番6

Tel (0157) 57-1061

業務担当者：笠松



令和5年11月14日採取の試料について、分析結果を次のとおり報告します。

業務名 廃棄物最終処分場水質検査業務

試料名 河川水下流側(安定型及び管理型最終処分場 才環生第2171号)

分析項目	単位	分析結果	定量下限値	基準値※1	分析方法
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.03 以下	JIS K0102 55.4
シアノ化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	JIS K0102 38.1及び38.3
有機燐化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	1 以下	昭和49年環告64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/L	0.005 未満	0.005	0.1 以下	JIS K0102 54.4
六価クロム化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.5 以下	JIS K0102 65.2.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0102 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.005 以下	昭和46年環告59号 付表2
アルキル水銀化合物	mg/L	0.0005 未満	0.0005	検出されないこと※2	昭和46年環告59号 付表3
ボリ塩化ビフェニル	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.003 以下	昭和46年環告59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0005 未満	0.0005	0.1 以下	JIS K0125 5.1
ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002	0.2 以下	JIS K0125 5.1
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004	0.04 以下	JIS K0125 5.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002	1 以下	JIS K0125 5.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004	0.4 以下	JIS K0125 5.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001	3 以下	JIS K0125 5.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.06 以下	JIS K0125 5.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002	0.02 以下	JIS K0125 5.1
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006	0.06 以下	昭和46年環告59号 付表5
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003	0.03 以下	昭和46年環告59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.002 未満	0.002	0.2 以下	昭和46年環告59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.1 以下	JIS K0125 5.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.002 未満	0.002	0.1 以下	JIS K0102 67.4
ほう素及びその化合物	mg/L	0.14	—	10 以下	JIS K0102 47.4
ふつ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1	8 以下	JIS K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	1.3	—	100 以下	JIS K0102 42.1, 42.2, 43.1.2 及び43.2.5
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005	0.5 以下	昭和46年環告59号 付表8
水素イオン濃度(水素指数)	—	7.5	—	5.8以上8.6以下海域 5.0以上9.0以下	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	0.7	—	160 以下	JIS K0102 21及び32.3
化学的酸素要求量	mg/L	3.7	—	160 以下	JIS K0102 17
浮遊物質量	mg/L	2	—	200 以下	昭和46年環告59号 付表9
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	0.5 未満	0.5	5 以下	昭和49年環告64号 付表4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	0.5 未満	0.5	30 以下	昭和49年環告64号 付表4
フェノール類含有量	mg/L	0.01 未満	0.01	5 以下	JIS K0102 28.1
銅含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	3 以下	JIS K0102 52.2
亜鉛含有量	mg/L	0.005 未満	0.005	2 以下	JIS K0102 53.1
溶解性鉄含有量	mg/L	0.17	—	10 以下	JIS K0102 57.2
溶解性マンガン含有量	mg/L	0.02	—	10 以下	JIS K0102 56.2
クロム含有量	mg/L	0.05 未満	0.05	2 以下	JIS K0102 65.1.5
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	6	—	3000 以下	昭和37年厚・建令1号
窒素含有量	mg/L	1.4	—	120 以下	JIS K0102 45.2
燐含有量	mg/L	0.029	—	16 以下	JIS K0102 46.3.1
水温	°C	5.8	—	—	JIS K0102 7.2
気温	°C	5.2	—	—	JIS K0102 7.1
採取時刻	—	12:45	—	—	—

備考

※1 「排水基準を定める省令」(制定:昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正:平成25年9月4日環境省令第20号)別表第一及び別表第二に規定される基準値

※2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。定量限界は、アルキル水銀: 0.0005mg/L